

## 第5 養護教諭免許状を取得しようとする場合

【根拠規定：法別表第2、規則第9条】

基礎資格は次の(1)又は(2)となります。

### (1) 専修免許状の取得又は基礎資格が法別表第2イの場合

免許種類	基礎資格		基礎資格と同等と認められるもの
専修免許状	修士の学位を有すること		大学（短期大学を除く。）の専攻科又は文部科学大臣の指定するこれに相当する課程に1年以上在学し、30単位以上修得した場合。※教職修士（専門職）はこちらに該当。（法別表第1表備考第2号）
一種免許状	イ	学士の学位を有すること	文部科学大臣が学士の学位と同等以上の資格を有すると認めた場合（学校教育法第102条第2項の規定により飛び入学で大学院への入学を認められた場合）（注1） （法別表第1備考第2号の2、規則第66条の4）
二種免許状	イ	短期大学士の学位を有すること 文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関を卒業すること	文部科学大臣が左記の場合と同等以上の資格を有すると認めた場合（大学に2年以上在学し62単位以上修得した場合）（注2） （法別表第2備考第1号、規則第66条の9）

（注1）基礎資格の証明は「大学に3年間在籍した証明書」と「大学院入学許可証」が必要。

（注2）基礎資格の認定年月日が証明書に記載されていることが必要。なお、科目履修生としての単位も認められます（H28.4.7 文科省回答）。

### (2) 基礎資格が法別表第2ロ又はハの場合

免許種類	基礎資格		備考(注)
一種免許状	ロ	保健師助産師看護師法第7条第1項の規定により保健師の免許を受け、文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関に半年以上在学すること	◎
	ハ	保健師助産師看護師法第7条第3項の規定により看護師の免許を受け、文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関に1年以上在学すること	◎
二種免許状	ロ	保健師助産師看護師法第7条第1項の規定により保健師の免許を受けていること	◎
	ハ	保健師助産師看護師法第51条第1項の規定に該当すること又は同条第3項の規定により免許を受けていること	◎

（注）◎の場合は、基礎資格欄の記載事項の確認とあわせて、高等学校、短期大学又は大学の卒業証明書の確認も必要です。

＜表 1－養(1)①＞ 専修免許状又は基礎資格が法別表第 2 イの所要資格

免許状の種類		二種	一種	専修		
基礎資格（法別表第 2） ⇒P. 30 参照		イ	イ	修士		
養護及び教職に関する科目 (注 1)	(第 2 欄) 養護に関する科目	衛生学・公衆衛生学（予防医学を含む。）	2	4	一種（基礎資格イ）と同じ (注 7)	
		学校保健	1	2		
		養護概説	1	2		
		健康相談活動の理論・健康相談活動の方法	2	2		
		栄養学（食品学を含む。）	2	2		2 8
		解剖学・生理学	2	2		
		「微生物学、免疫学、薬理概論」（注 2）	2	2		
		精神保健	2	2		
	看護学（臨床実習及び救急処置を含む。）	10	10			
	(第 3 欄) 教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	含	含		8
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項 （学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）				
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程				
		特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解				
	(第 4 欄) 道徳、総合的な学習の時間等及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間並びに特別活動に関する内容	3	6		
	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）					
	生徒指導の理論及び方法					
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法					
(第 5 欄) 教育実践に関する科目	養護実習(注 4)・(注 5)・(注 6)	4	5			
	教職実践演習	2	2			
(第 6 欄) 大学が独自に設定する科目（大学等）		4	7			
(第 6 欄) 大学が独自に設定する科目（大学院等）				2 4		
必要単位数（計）		4 2	5 6	8 0		

- (注1) 「養護及び教職に関する科目」の単位は、養護教諭の認定課程を有する大学等で、全ての事項を含めて修得します。個別に単位数が記載されたものは、その事項のみで修得が必要な最低単位です。(法別表第1備考第5イ)
- (注2) 「 」内に表示された養護に関する科目は、いずれか1以上にわたって修得します。
- (注3) 第4欄の科目に「教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)」を含む場合、第3欄の科目にこれを含むことを要しません。(規則第9条表備考第2号)
- (注4) 養護教諭、養護助教諭又は規則第69条の2に規定する職員として1年以上良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有する者については、経験年数1年について1単位の割合で、第3欄、第4欄及び第5欄の「教職実践演習」の単位で替えることができます。(規則第9条表備考第3号)
- (注5) 学校体験活動を2単位まで含むことができます。(規則第2条表備考第8号)
- (注6) 「養護実習」は、事前及び事後の指導を伴わないと免許法上必要な単位を修得したことにはなりません。(規則第2条表備考第7号)
- (注7) 法別表第2ロ又はハにより一種免許状の授与を受けた者が、この表の規定により専修免許状の授与を受けようとするときは、専修免許状に係る一種免許状のイに定める単位数(56単位)については、既に修得したものとみなします。(法別表第2備考第3号)

<表 1 - 養(1)②> 基礎資格が法別表第 2 口又はハの所要資格

免許状の種類		二種	一種		
基礎資格（法別表第 2） ⇒P. 30 参照		口・ハ	口	ハ	
養護及び教職に関する科目  (注1)・(注2)	(第2欄) 養護に関する科目	衛生学・公衆衛生学（予防医学を含む。）	◎	3	2
		学校保健	◎	◎の内容を含んで修得)	あわせて2
		養護概説	◎		
		健康相談活動の理論・健康相談活動の方法	△		
		栄養学（食品学を含む。）	◎		2
		解剖学・生理学	△		
		「微生物学、免疫学、薬理概論」（注3）	△		
		精神保健	△		
	看護学（臨床実習及び救急処置を含む。）	△			
	(第3欄) 教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	●	2 (●から1科目以上を修得)	2 (●から1科目以上を修得)
		教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	△		
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	●		
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	●		
		特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	●		
(第4欄) (略)	(略)	△	△		
(第5欄) 教育実践に関する科目	養護実習(注4)・(注5)・(注6)		2	2	
	教職実践演習		△	△	
(第6欄)	大学が独自に設定する科目（大学等）		△	△	
必要単位数（計）			1 2	2 2	

(注1) 一種免許状の必要単位数は、養護教諭の認定課程を有する大学等で、全ての事項を含めて修得します。(法別表第1備考第5号イ、規則第9条表備考第7号・第8号)

(注2) 二種免許状の必要単位数はないので、基礎資格を満たすことにより取得可能です(なお、規則第66条の6に定める科目の修得は必要)。所要資格取得年度は、規則第66条の6の単位数取得年度ではなく、保健師免許又は保健婦免許の登録年月日となります。

(注3) 「△」内に表示された養護に関する科目は、いずれか1以上にわたって修得します。

(注4) 「養護実習」の単位数は、養護教諭、養護助教諭又は規則第69条の2に規定する職員として1年以上良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有する者については、経過年数1年について1単位の割合で、第3欄、第4欄及び第5欄の「教職実践演習」の単位数で替えることができます。(規則第9条表備考第3号)

(注5) 学校体験活動を2単位まで含むことができます。(規則第2条表備考第8号)

(注6) 「養護実習」は、事前及び事後の指導を伴わないと免許法上必要な単位数を修得したことにはなりません。(規則第2条表備考第7号)

＜表 1－養(2)＞ 単位差の利用 【規則第 10 条の 2 第 1 項】

- ① 既に取得している二種免許状がある者（又は所要資格を得ている者）が一種免許状を取得する場合の所要資格  
 ② 既に取得している一種免許状がある者（又は所要資格を得ている者）が専修免許状を取得

免許状の種類		①一種を取得			②専修を取得
		二種	一種 (注 1)	差分 必要 単位	差分 必要 単位
基礎資格 ⇒P. 30 参照		(略)	(略)	学士	修士
養護及び教職に関する科目	(第 2 欄) 養護に関する科目	(略)	2 4	2 8	4
	(第 3 欄) 教育の基礎的理解に関する科目	(略)	5	8	3
	(第 4 欄) 道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	(略)	3	6	3
	(第 5 欄) 教育実践に関する科目	養護実習	4	5	1
		教職実践演習	2	2	0
	(第 6 欄) 大学が独自に設定する科目 (大学等)		4	7	3
	(第 6 欄) 大学が独自に設定する科目 (大学院等)				2 4
必要単位数 (計)			4 2	5 6	1 4
					2 4

(注 1) 法別表第 2 号又はハ (⇒P. 33 <表 1－養(1)②>参照) により一種免許状の授与を受けた者が、この表の規定により専修免許状の授与を受けようとするときは、一種免許状のイに定める単位数については、既に修得したものとみなします。

＜表 1－養(3)＞ 流用可能単位数（上限） 【規則第 9 条表備考第 4 号・第 5 号】

教諭又は栄養教諭の免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位の流用可能単位数（上限）

免許状の種類		二種		一種・専修		
		流用 ※1 (注1)	流用 ※2 (注1)	流用 ※1 (注1)	流用 ※2 (注1)	
養護及び教職に関する科目	(第 2 欄) (略)					
	(第 3 欄) 教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	4	4	一種 →6  二種 →4  (注3)	一種 →6  二種 →4  (注3)
		教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）				
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）				
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程				
		特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解				
教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）						
(注 2) (第 4 欄) 道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間並びに特別活動に関する内容	2	4	2	一種 →8	
	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）				二種 →4	
	生徒指導の理論及び方法				(注3)	
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法					
(第 5 欄) 教育実践に関する科目	養護実習					
	教職実践演習					
(第 6 欄) (略)						

(注 1) ※1 は幼・小・中・高の免許状の授与を受ける場合の単位から流用可能な単位（上限）、※2 は栄養教諭の免許状の授与を受ける場合の単位から流用可能な単位（上限）です。

※1 と※2 の両方から流用を行うことが可能です。

流用した単位数が最低修得単位数を超過した場合、第 6 欄の「大学が独自に設定する科目」に充てることができます。

(注 2) 実際に修得していない単位や、指定教員養成機関の単位は流用することができません。

例えば、幼稚園教諭免許状の授与を受ける場合の単位を流用する場合、第 4 欄の「生徒指導の理論及び方法」は、幼稚園の事項に含まれない（修得していない）ため流用できません。

(注 3) 流用元の（所要資格を得ている）免許状の種類（一種・二種）により、流用可能単位数（上限）が異なります。